主催者展示（テーマ館・園芸文化館）の図録企画・編集・制作・出版および販売業務　仕様書

１　業務名称

主催者展示（テーマ館・園芸文化館）の図録企画・編集・制作・出版および販売業務（以下「本業務」という。）

２　業務目的

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）は、２０２７年国際園芸博覧会（以下「本博覧会」という。）にて、主催者展示（テーマ館・園芸文化館）（以下「公式図録」という。）の企画・編集・制作・出版および販売業務を予定している。

本業務は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、主催者展示施設（テーマ館・園芸文化館）の公式図録として、公式ならではの情報や読み物、写真などを多く盛り込み、幅広い年齢層に主催者展示施設（テーマ館・園芸文化館）がどういったものか、来場者の追体験を味わえるような公式図録の出版を行うことを目的とする。また、公式図録が多くの読者の目に触れることで、機運を高め、来場者の満足度向上および本博覧会への深い理解と来場促進を図ることを期待し、企画提案公募により受託事業者を募集する。

３　契約期間

契約締結日から2028年３月31日（金）まで

４　業務内容

本業務は、受託者において、テーマ館および園芸文化館の各展示内容をはじめ、関連する案内情報などを記載した公式図録の企画、編集、制作、出版および販売業務を内容とする。

５　委託料

本業務の委託料は、受託者が販売する成果物の売上高から、受託者が本業務の実施に要した経費を差し引いた差額とする。

ただし、経費を差し引いた差額がマイナスとなっても、協会はこれを補填しない。

６　基本条件

（１）公式図録企画・編集・制作・出版業務

ア　企画立案・デザイン・レイアウト・編集・執筆・校正・印刷・製本・出版・販売及びこれらの工程管理

イ　公式図録の販売企画

ウ　展示内容の資料収集、担当者への取材および情報収集

エ　テーマ館、園芸文化館関係者などへの資料提供や取材の依頼は、受託者の責任において連絡・調整を行うこと。なお、テーマ館、園芸文化館関係者などの連絡先については、協会から提供を行う。

オ　受託者は、校了前に、少なくとも２回は協会による原稿内容のチェックを受けること。協会か

ら訂正および変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

カ　公式図録の企画では、電子書籍の企画も合わせて提案すること。

キ　協会IPを使用し、本博覧会の機運醸成に資するようなデザイン性のある公式図録とすること。なお、公式図録の出版および販売にあたり、協会IPの利用については、２０２７年国際園芸博覧会マスターライセンスオフィス(以下「2027MLO」という。)と別途、サブライセンス契約およびサブストアライセンス契約を締結する必要がある。なお、サブライセンス契約およびサブストアライセンス契約に関しては、2027MLOサイト(https://expo2027mlo.jp/)内「２０２７年国際園芸博覧会ライセンシングプログラム」を参照すること。

ク　販売価格も含めた販売方法や販売促進のためのプロモーション（書店営業や広告出稿など）、流通経路なども提案すること。なお、流通経路については、幅広い販売ルートが設けられるよう、受託者側にて調整を行うこと。

（２）公式図録の仕様および販売概要

ア　サイズはA4サイズを基本とするが、その他のサイズも提案可能とする。

イ　テーマ館公式図録のページ数は50ページ程度とすること。ただし、内容に合わせて変更可能とする。

イ　園芸文化館公式図録のページ数は90ページ程度とすること。ただし、内容に合わせて変更可能とする。

ウ　ユニバーサルデザインに配慮した色彩およびフォントを用い、各ページのレイアウト等について工夫すること。

エ　作成するガイドブックの使用言語は、日本語および英語の２種類とする。また、外国語は、必ずネイティブチェックを行うこと。英語については、英語版を別途制作するか、または、日英併記の本とすること。なお、英語版を別途制作する場合は、英語版の発行スケジュールについては、協会と別途協議の上決定することとする。

オ　販売開始時期は本博覧会の開幕日以降とし、具体的な日時については協会と協議の上決定することとする。

カ　表紙・裏表紙にはコート紙を使用し、裏表紙に証紙、JAN、価格を印刷対応等にて表示すること。また、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容の理解に努め、これを遵守すること。

キ　公式図録の販売場所としては、主催者展示施設物販スペース（以下「物販スペース」という）を予定している。なお、会場内・外のオフィシャルストア及び、オフィシャルオンラインストア（以下「公式ショップ」という）での販売も計画する場合は、受託者は、受託者自ら各販売事業者との商談を行い、販売場所を決定すること。協会が物販スペース以外の販売場所を確約するものではない。また、公式ショップ以外（書店や自社のECサイト等）での販売を希望する場合は、協会および2027MLOと協議の上、承認を得ること。

ク　物販スペースで販売する際は、協会に所定のロイヤリティ（売上の10%）を支払うこと。

また、物販スペースにおいてキャッシュレス決済を全面的に導入し、現金の取扱いは行わないこととする。売上額を取り扱うため、協会より指定された決済端末機・POSシステムを使用するものとする。キャッシュレス決済利用に際しては、協会を通じて指定する決済事業者等との契約

となり、受託者は別途決済手数料を支払うこと。なお、決済端末・POSに係る通信費は受託者の負担とする。

ケ　物販スペースでの販売時のレイアウトについても提案すること。販売に関する備品（決済端末機を除く）は受託者で手配すること。なお、物販スペースでの販売時間は原則、9:30から21:00とする。

コ　公式図録の出版部数について提案すること。

サ　総合賠償責任保険に加入し、協会および2027MLOを被保険者に追加すること。

シ　受託者は協会に完成した公式図録をテーマ館・園芸文化館の各300部納品すること。詳細は、別途協会と協議すること。

7　公式図録刊行までの手続き

本項目の以下（１）～（３）の業務については、「６　基本条件（１)公式図録企画・編集・制作・出版・販売業務 サ」に示す2027MLOとのサブライセンス契約を締結した上で遂行すること。

（１）デザイン審査

ア　協会および2027MLOは、協会IPの使用方法についてガイドラインに適合しているか確認し、修正が必要な場合は、受託者に修正を依頼することができ、受託者は修正したデザイン案を協会および2027MLOに提出しなければならない。

イ　協会および2027MLOは、協会IPの使用方法がガイドラインに適合していることを確認した際には、受託者に承認の通知を行う。

（２）試作品審査

ア　受託者は協会および2027MLOからデザイン審査の承認を受けたときは、デザイン案に基づき作成した試作品を協会に提出すること。

イ　協会および2027MLOは、提出された試作品がデザイン案に基づいて作成されているかを確認し、それらを満たしているときは、受託者に承認の通知を行う。

ウ　協会および2027MLOは、必要な場合には試作品の修正を受託者に求めることができ、受託者は修正した試作品を協会および2027MLOに再提出することとする。協会および2027MLOは、試作品を受託者に返却しない。

（３）完成品サンプルの提出

ア　受託者は、完成品サンプルを協会および2027MLOへ提出する。

イ　協会および2027MLOは、提出された完成品サンプルを受託者に返却しない。

8　協会IP使用権

（１）協会および2027MLOは、受託者に対し、受託者が製造する公式図録等に協会IPを使用する権利（以下「協会IP使用権」という。）を本業務で必要とされる範囲で許諾する。

（２）協会IPに係る商標権、意匠権、著作権その他の知的所有権は、全て協会に帰属するものとし、受託者は、これに異議を申し立てない。

（３）受託者は、協会IP使用権に係る権利の全部又は一部について、これを第三者に再許諾し若しくは譲渡し又は担保に供する等一切の処分を行うことができない。

（４）次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると協会が判断した場合には、協会は、協会IPの使用

許諾を取り消し、または撤回することができる。

ア　本博覧会の成功に資すると認められないとき

イ　協会IPの使用目的が明らかでないとき

ウ　環境保護やSDGs（持続可能な開発目標）の観点から相当でないと明らかに認められるとき

エ　特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがあるとき

オ　特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあるとき

カ　不当な利益を上げるために利用されるおそれがあるとき

キ　品質、性能等に関して客観的な効用が明らかでないとき

ク　商品の販売先が明らかでないとき

ケ　法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき

コ　その他、協会IPの使用が不適切であるとき

9　協会IP使用権の許諾の有効期間

（1）協会IP使用権の許諾は、契約の終了とともに消滅する。

（2）協会は、協会IP使用権の許諾の有効期間中に、本契約上の協会の地位を第三者へ承継できるものとし、受託者はこれに異議を申し立てない。

（3）協会IP使用権の有効期間の延長は、協会（協会の本契約上の協会の地位が継承されている場合は当該承継人者）および受託者が協議の上、書面による合意により延長することができるものとする。

１０　印刷業者への印刷委託

（1）受託者は、印刷業者に公式図録等を印刷させる場合には、事前に協会の承認を得なければならない。

（2）受託者は、印刷業者に対して、公式図録等を印刷させる場合には、受託者自らの厳重な監督および品質管理の下で、その印刷を行わせなければならない。

（3）受託者は、第三者の印刷業者に対して、公式図録等を印刷させる場合であっても、本仕様書に定める義務を何ら免除されるものではない。

１１　成果物

（1）　受託者が、本業務の実施に際し、事業者等に求められる成果物は、次のとおりである。

ア 公式図録（テーマ館・園芸文化館の双方）

イ 公式図録の制作にあたって整理したデータ

（2）（1）に記載の成果物の販売期間は、少なくとも本博覧会閉幕日の2027年９月26日までとし、それ以降については協会と別途協議することとする。ただし、在庫を廃棄する際はSDGsの観点に配慮して判断することする。

（3）（1）に記載の成果物に記載された著作権は、協会に帰属する。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は、協会及びその指定する者の必要な範囲で協会及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

１２　その他

（１）機密保護・個人情報保護

ア　本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用し、受託者は第三者に開示又は漏洩してはならない。受託者は、そのために必要な措置を講ずるものとする。

イ　本業務の遂行の過程で得られた記録等を含む成果物を協会の許可なく第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

ウ　本業務の遂行のために協会が提供した資料およびデータ等は、本業務以外の目的に使用しないこと。これらの資料およびデータ等は、本業務終了までに協会に返却すること。

エ　本業務の実施における個人情報保護等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を充分認識し、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

オ　本業務に従事する者に対して事前に個人情報保護の教育訓練を行うこと。

（２）公式図録の著作権は、協会に帰属する。

（３）本仕様書に定めのない事項および不明点については、協会と受託者で協議の上決定する。